

告示

埼玉県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	共創未来 南栗橋薬局	変更前	変更後	サービスの種類
変更事項	事業所 名称	みどり薬局 栗橋店	共創未来 南栗橋薬局	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
事業者 所在地	東京都台東区 東上野 三―三六―七 Mビル 三階	東京都台東区 東上野 三―四―八 まつの屋ビル 四階	東京都台東区 東上野 三―四―八 まつの屋ビル 四階	居宅介護支援
エターナル クエア ン ン				